

国自貨第 1 0 6 号
国自情第 1 3 2 号
平成 15 年 2 月 14 日
一部改正 平成 19 年 5 月 1 日
一部改正 令和 7 年 4 月 18 日

各地方運輸局(関東・近畿運輸局除く)自動車交通部長 殿
関東・近畿運輸局自動車監査指導部長 殿
各地方運輸局自動車技術安全部長 殿
沖縄総合事務局運輸部長 殿

物流・自動車局
貨物流通事業課長
自動車情報課長

「一般貨物自動車運送事業者等が破産した場合等における許可の取扱いについて」の細部取扱い等について

一般貨物自動車運送事業者又は特定貨物自動車運送事業者（以下「事業者」という。）が破産又は所在不明である場合の許可の取扱いについては、「一般貨物自動車運送事業者等が破産した場合等における許可の取扱いについて」（平成 15 年 2 月 14 日付け国自貨第 1 0 5 号。以下「局長通達」という。）において示されているところであるが、その細部取扱いを下記 1 及び 2 のとおり定めたので、事業者の破産又は所在不明による許可の取消しを行うに当たっては、「貨物自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」（平成 21 年 9 月 29 日付け国自安第 73 号、国自貨第 77 号、国自整第 67 号。以下「行政処分等の基準通達」という。）によるほか、本取扱いにより適切に処理することとされたい。

また、所在不明ではないが、違法行為を行っているおそれのある事業者に対する事業計画変更の認可等については、下記 3 によることとされたい。

なお、「貨物自動車運送事業の所在不明事業者等の取扱いについて」（昭和 53 年 6 月 26 日付け自貨第 1 0 2 号、自管第 1 0 8 号）は、本年 3 月 31 日限りで廃止する。

記

1 破産事業者の取扱い

(1) 破産管財人に対する通知

局長通達 1 (1) の破産管財人に貨物自動車運送事業法（以下「法」という。）第 3 2 条の事業の休止又は廃止の届出をさせることについては、破産した事業者の主たる事務所の所在地を管轄する地方運輸局等（沖縄総合事務局を含む。）から当該破産管財人に対し、速やかに法第 3 2 条の事業の休止又は廃止の届出を行う旨の内容を文書で通知すること。

なお、破産法による破産は、本来再建を意図しない整理法であることから、上記通知に当たっては、できる限り廃止の届出を行うよう指導するものとする。

(2) 許可の取消し手続き

局長通達 1 (2) の立入検査は、下記 2 (2) ウの方法及び破産管財人に対する事情聴取を行うことにより、名義貸し等の違法行為の有無についても確認することとし、この結果、事業が再開される見込みがないと認められるときは、先ずは、行政処分等の基準通達に基づき法第 3 2 条違反による自動車等の使用停止命令を発出し、同命令に従わないときは、同通達に従い許可の取消しを法施行規則第 4 3 条及び行政手続法の規定に則り行うものとする。

なお、事業の休止届出がなされた後、事業の休止予定期間を経過しても事業を再開しない場合は、延伸した休止予定期間による休止届出の再届出を行う必要があるが、これがなされない場合も、事業の休止の届出を行わない場合に該当するとして取り扱って差し支えない。

2 所在不明事業者の取扱い

事業者が倒産等により所在不明であると疑われる場合の取扱いは、次のとおり措置するものとする。

(1) 所在不明として調査対象となる事業者

次のような事業者の中には、長期にわたって事業活動を行っておらず、事業としての実体が消失しているものがあるものと思料されるので、調査を行うこと。

ア 2 年以上にわたって事業報告書及び事業実績報告書を提出していない事業者

イ 所在不明、倒産等の風評のある事業者

ウ 地方貨物自動車運送適正化事業実施機関（以下「適正化実施機関」という。）から所在不明営業所と報告のあった事業者

(2) 所在不明の確認方法

次のような手続きを経たうえで所在が明らかでない事業者については、事業の実体が消滅しているものとみなして許可の取消しを行うこ

と。

また、手続きの過程において所在は判明したが、認可を受けた事業計画と異なる形で事業を継続しているもの又は事業を継続しておらず継続の能力のないもの等については、必要に応じ行政処分を行うとともに、事業計画の変更申請を行わせ、又は事業の廃止の届出を行わせる等必要な措置を講ずること。

ア 当該事業者の主たる事務所及び営業所との電話連絡が不可能であり、かつ文書を発しても所在不明の理由で返送され、又は応答のないこと。

イ 法人登記簿又は住民票等による事業者（法人の場合は役員）の所在あてに文書を発しても所在不明の理由で返送され、又は応答のないこと。

ウ 当該事業者の主たる事務所及び営業所が所在することとなっている現地に赴いて近隣から状況を聴取する等により状況を確認すること。ただし、適正化実施機関が現地確認した資料により判断できる場合はその限りでない。

(3) 所在不明事業者の許可取消し手続き

許可取消し手続きに関しては、(2)の確認の結果、一定期間（概ね1年程度）事業を行っていないと認められるときに、次の諸点に留意して行うものとする。なお、法第60条4項に基づく立ち入り検査は必ずしも必要としない。

ア 許可の取消し手続きに当たっては、法施行規則第43条及び行政手続法の規定によるほか、当該不利益処分の名あて人となるべき者に対する聴聞の通知について、都道府県トラック協会の機関誌等への掲載、適正化実施機関による調査等その他の実質的な通知努力もできる限り尽くすこと。

イ 許可取消し処分は、当該不利益処分の名あて人に対して書面で通知する必要があると考えられるが、名あて人たる事業者が所在不明である場合には、行政手続法（平成5年法律第88号）第15条3項の規定に基づき公示により通知に代えることができると解されるので、上記アに準じた措置をとること。

(4) 事業廃止又は許可取消しに伴う車両の取扱い等

事業廃止又は許可取消しの手続きをとったときは、当該事業者の事業用自動車について、これを使用している者から、その使用実態を確認したうえで、道路運送車両法第67条の規定による自動車検査証の記入手続き又は同法第15条若しくは第16条の規定による抹消登録手続きをとらせ、次により取扱うこと。

ア 事業を廃止した事業者又は許可取消し処分を受けた事業者の事業

用自動車を、当該事業者以外の事業者が使用していたときは、必要に応じて巡回監査を実施し、行政処分を行うこと。

イ 許可の取消し処分を受けた所在不明事業者が法第3条の規定に違反したとき又は事業を廃止した事業者若しくは許可取消処分を受けた事業者の事業用自動車を当該事業者以外の者が使用していたとき（上記アに掲げる場合を除く。）は、「自家用自動車を使用する者による道路運送法又は貨物自動車運送事業法 違反行為に対する行政処分基準について」（平成15年3月27日付け国自旅第241号、国自貨第136号）により、必要に応じて行政処分を行うこと。

なお、所在が不明であるため上記の手続きをとることが困難である場合には、当該自動車について、首席運輸企画専門官（監査担当又は輸送・監査担当又は企画輸送・監査担当）から首席運輸企画専門官（登録担当）への連絡文書とともに行政処分発生のOCRシートを添えて登録部門（検査・登録部門）に自動車登録ファイルへの記録を依頼して後日の発見に備えることとし、当該自動車を発見したときは、上記に準じて取扱うこと。

3 違法行為を行っているおそれのある事業者の事業計画変更認可等の取扱い

名義貸し等違法行為を行っているおそれのある事業者からなされた事業の譲受、営業所・荷扱所の新設、増車、積合せ運送の許可等事業の拡大を内容とする申請の処理に当たっては、必要に応じ、当該事業者について事業活動が適正に行われているかどうか審査すること。

特に名義貸し、無許可営業者の利用その他の悪質な法違反による処分歴のある事業者、都道府県労働局からの通報のあった事業者、道路交通法第75条第3項の規定による警察からの意見照会のあった事業者等事業活動が適正に行われていないおそれのある事業者については、実態調査を行い、業務の適正化が十分行われたと認められた場合に認可等の処分を行うものとする。

附 則（平成19年5月1日付け国自貨第11号、国自管第10号）
この通達は、平成19年6月1日から施行するものとする。

附 則（令和7年4月18日付け国自貨第32号、国自情第18号）
この通達は、令和7年5月1日から施行するものとする。